コンピュータ、ネットワーク及び情報システムの運営に関する規程

平成11年３月31日  
訓令第15号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 平成15年３月28日訓令第１号 | 平成19年３月30日訓令第20号 |
|  | 平成20年３月31日訓令第19号 | 平成20年６月10日訓令第26号 |
|  | 平成22年３月30日訓令第14号 | 平成24年３月30日訓令第13号 |
|  | 平成25年３月29日訓令第10号 | 平成26年４月22日訓令第15号 |
|  | 平成27年５月29日訓令第12号 | 平成28年３月29日訓令第11号 |
|  | 平成29年３月31日訓令第１号 | 平成30年３月30日訓令第８号 |
|  | 令和元年５月31日訓令第６号 | 令和２年10月30日訓令第21号 |

庁中一般

出先機関一般

コンピュータ、ネットワーク及び情報システムの運営に関する規程を次のように定める。

コンピュータ、ネットワーク及び情報システムの運営に関する規程

（趣旨）

**第１条**　この訓令は、コンピュータ、ネットワーク及び情報システムの運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第２条**　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　コンピュータ　汎用コンピュータ、サーバ、ワークステーション、パーソナルコンピュータ及びこれらに類するもの並びにこれらの運営に必要な機器をいう。

(２)　ネットワーク　コンピュータを接続してデータ通信するための情報通信網並びにこの運営に必要な設備及び機器をいう。

(３)　情報システム　コンピュータ及びネットワークを用いて業務処理を行うために必要な体系をいう。

(４)　データ　コンピュータ又は記憶媒体に記録されている電磁的記録をいう。

(５)　局長　神奈川県職員の職の設置等に関する規則（昭和33年神奈川県規則第53号）第３条第１項に規定する局長及び会計局長をいう。

(６)　室課所　神奈川県行政組織規則（昭和31年神奈川県規則第64号）第２条第３号、第５条及び第６条第２項に規定する出先機関、室及び課をいう。

(７)　コンピュータ主管課　コンピュータを運営している室課所をいう。

(８)　ネットワーク主管課　ネットワークを運営している室課所をいう。

(９)　システム主管課　情報システムを運営している室課所をいう。

（コンピュータの運営）

**第３条**　室課所の長は、コンピュータを設置した場合は、速やかに総務局デジタル戦略本部室長（以下「デジタル室長」という。）に設置の目的、機器の構成、性能等を報告するものとする。

２　コンピュータ主管課の長は、デジタル室長が定める基準によりコンピュータの適正かつ効率的な利用及び管理を行うものとする。

３　コンピュータ主管課の長は、コンピュータの一部を変更し、又は廃止した場合は、速やかにデジタル室長に報告するものとする。

（ネットワークの運営）

**第４条**　デジタル室長は、室課所の共同利用に供するためのネットワーク（以下「行政情報ネットワーク」という。）の運営を行うものとする。

２　室課所の長は、必要があると認めるときは、行政情報ネットワーク以外のネットワーク（以下「個別ネットワーク」という。）を整備することができる。

３　室課所の長は、個別ネットワークを整備した場合は、速やかにデジタル室長に整備の目的、ネットワークの構成、性能等を報告するものとする。

４　ネットワーク主管課の長は、デジタル室長が定める基準によりネットワークの適正かつ効率的な利用及び管理を行うものとする。

５　ネットワーク主管課の長は、個別ネットワークを行政情報ネットワークに接続しようとする場合は、デジタル室長と協議するものとする。

６　ネットワーク主管課の長は、個別ネットワークの一部を変更し、又は廃止した場合は、速やかにデジタル室長に報告するものとする。

（情報システムの運営）

**第５条**　情報システムの開発は、システム開発を必要とする業務を所掌する室課所の長が、コンピュータ主管課の長及びネットワーク主管課の長の同意及び協力を得て行うものとする。

２　室課所の長は、システム開発を行おうとする場合は、デジタル室長と協議するものとする。ただし、デジタル室長が認める協議に代わる手続を経た場合又は軽易なシステム開発を行う場合は、この限りでない。

３　システム主管課の長は、システム開発が完了したときは、速やかにデジタル室長に開発の目的、情報システムの運用体制、運用方法等を報告するものとする。

**第６条**　情報システムの運用は、当該情報システムを所掌する室課所の長が、コンピュータ主管課の長及びネットワーク主管課の長の助言及び協力を得て行うものとする。

２　システム主管課の長は、デジタル室長が定める基準により情報システムの適正かつ効率的な利用及び管理を行うものとする。

３　システム主管課の長は、情報システムを廃止しようとする場合は、デジタル室長、当該情報システムを利用するコンピュータ主管課の長及びネットワーク主管課の長に報告するものとする。

（経費の負担）

**第７条**　第３条から前条までに規定するコンピュータ、ネットワーク及び情報システムの運営に係る経費は、当該コンピュータ、ネットワーク又は情報システムを運営するコンピュータ主管課、ネットワーク主管課又はシステム主管課が負担するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、コンピュータ主管課、ネットワーク主管課又はシステム主管課を所管する局長は、コンピュータ、ネットワーク又は情報システムの経費の全てをコンピュータ主管課、ネットワーク主管課又はシステム主管課に負担させることが適当でないと認める場合は、総務局財政部長と協議の上、経費の分担について、別に定めることができる。

（情報セキュリティ対策）

**第８条**　コンピュータ主管課の長、ネットワーク主管課の長、システム主管課の長及び室課所の長は、情報セキュリティ対策（コンピュータ、ネットワーク又は情報システムの安全性、信頼性等の確保及びデータ等の漏えい、毀損、改ざん、滅失、不正な利用等の防止に必要な措置をいう。）を講じるとともに、デジタル室長が定めるところにより定期的に点検を行うものとする。

（情報システムの見直し及び診断）

**第９条**　システム主管課の長は、デジタル室長が定める基準により情報システムを定期的に見直し、その結果をデジタル室長に報告するものとする。

２　デジタル室長は、システム主管課の長から要請がある場合又は必要があると認められる場合は、システムの診断を行うことができる。

３　デジタル室長は、前項の規定によるシステムの診断結果に基づき、システム主管課の長に、情報システムの改善等のための必要な措置をとることを要請することができる。

（運営環境の整備）

**第10条**　コンピュータ主管課の長、ネットワーク主管課の長又はシステム主管課の長は、コンピュータ、ネットワーク又は情報システムの運営を円滑に行うため、開発、運用体制の確保、研修の実施等運営環境の整備に努めるものとする。

（調査、助言及び支援）

**第11条**　デジタル室長は、室課所の長に対し、コンピュータ、ネットワーク及び情報システムの運営に関する必要な事項の調査を行うことができる。

２　デジタル室長は、コンピュータ主管課の長、ネットワーク主管課の長又はシステム主管課の長に対し、コンピュータ、ネットワーク又は情報システムの安全性、信頼性及び効率性についての助言を行うものとする。

３　デジタル室長は、コンピュータ、ネットワーク及び情報システムの運営に関する研修、情報提供等の支援を行うものとする。

（適用除外）

**第12条**　この訓令は、計測、制御、操作等の自動化に限定して使用するコンピュータ、ネットワーク及び情報システムには適用しない。

（実施細目）

**第13条**　この訓令の施行に関し必要な事項は、デジタル室長が定める。

附　則

１　この訓令は、平成11年４月１日から施行する。

２　神奈川県電子計算組織運営規程（昭和52年神奈川県訓令第24号）は廃止する。

３　この訓令の施行の際現にコンピュータ、ネットワーク又は情報システムを運営している室課所の長は、第３条第１項、第４条第３項又は第５条第３項に規定する事項を、情報システム課長が定めるところにより報告するものとする。

附　則（平成15年３月28日訓令第１号）

この訓令は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日訓令第20号）

この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月31日訓令第19号）

この訓令は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年６月10日訓令第26号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附　則（平成22年３月30日訓令第14号）

この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日訓令第13号）

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月29日訓令第10号）

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年４月22日訓令第15号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附　則（平成27年５月29日訓令第12号）

この訓令は、平成27年６月１日から施行する。

附　則（平成28年３月29日訓令第11号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月31日訓令第１号）

この訓令は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月30日訓令第８号）

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和元年５月31日訓令第６号）

この訓令は、令和元年６月１日から施行する。

附　則（令和２年10月30日訓令第21号）

この訓令は、令和２年11月１日から施行する。